

「ぷらっとふおーむ飯坂」 レンタルルーム使用規約

2019年4月1日制定

「ぷらっとふおーむ飯坂」（以下、「当会」という。）は、所有者の承諾を得て福島県福島市飯坂町字西堀切27番地に所在する「加藤邸」（以下、「当該物件」という。）の一部について、下記のとおり占有使用することのできるレンタルルームとして運営する。

記

1. 使用対象者

使用申込者は、当会が定める所定の様式によりあらかじめ登録会員（以下、「会員」という。）となった者に限る。

2. 使用対象部分

(1) 南東8畳間及び南西8畳間

ただし、会員相互の合意があれば、それぞれの8畳間を仕切り、個々に使用することができる。

(2) 上記に付帯して使用するキッチン

（以下、(1)と(2)を「レンタル部分」という。）

(3) 図書室及びトイレ

なお、上記(1)、(2)、(3)は、原則として会員が使用する場合に限る。

(4) デッキ及び足湯

デッキ部分については、一般に開放しているため会員以外の者と共用する。足湯については、申込者の責任において安全管理ができる場合限り使用を許可するが、会員以外の者と共用する場合もある。

3. 使用時間

原則として、午前10時から午後9時までとする。

2日以上連続して使用する場合には、最終日を除き午後9時～翌日午前10時までの使用料等については、これを免除する。

4. 使用申し込み

当会のホームページ上に掲示された予約状況を確認して、受付管理業務を委託する「特定非営利活動法人いざかサポーターズクラブ」（以下、「当該NPO法人」という。）へ申し込むものとする。

なお、連続して使用できる期間は1週間を限度とするが、当会の理事会（以下、「理事会」という。）が特に認める場合には、一回に限り延長することができる。

5. 鍵の受け渡し

当該物件への立ち入りに要する鍵は、当該NPO法人の事務局又は当会が指定する場所で受け渡しをする。

6. 使用料金の支払い

鍵の受け渡し時に、使用時間（1 時間未満は切り上げる）に応じて別表に定める使用料の支払いをする。

また、使用した時間が申込した時間を超過した場合は、当該超過時間分の追加料金を支払わなければならない。

7. キャンセルポリシー

使用の申し込みをキャンセルする場合には、次に定めるキャンセル料を支払わなければならない。

- (1) 当日及び不使用 使用料の 100%
- (2) 前日 使用料の 80%
- (3) 3 日前から前々日まで 使用料の 50%

8. 遵守事項

会員は次の点を厳守した上で、善良なる管理責任を持ってレンタル部分等を使用しなければならない。

- (1) 当該物件は個人宅を兼ね、会員相互で使用するもので、破損及び汚損の無いように十分に注意する。
- (2) 火気の使用には細心の注意をし、建物内は禁煙とする。
- (3) 使用を許可されたレンタル部分等以外の場所には立ち入らない。
- (4) 生じたゴミは使用者が持ち帰る。
- (5) 次に使う人のため、簡単に清掃をする。
- (6) 退出の際には使用マニュアルに従い退出事項を確認し、すべての鍵を施錠し防犯システムを作動させる。

9. 使用許可の取り消し

会員に以下の行為が認められた場合、使用の許可を取り消す。

また、会員としての登録の可否を理事会において協議する。

- (1) 遵守事項に違反した場合及び使用の目的、許可に付した条件に違反したとき。
- (2) 公の秩序を乱し、または公序良俗を害するおそれがあるとき。
- (3) いわゆる靈感商法やネズミ講などのネットワークビジネス、及び暴力的不法行為を行うおそれのある反社会的勢力の関係者の使用、並びにこれらの者の利益になる行為。
- (4) 故意または過失により当該物件及び備付物品等を滅失、又は毀損するおそれがあるとき。
- (5) 騒音や不快臭など近隣住民に対して迷惑行為を及ぼすとき。
- (6) その他、理事会において不適切な使用と認められる行為。

10. 損害賠償責任

会員が、使用に際して当該物件に破損等を与えた場合には、会員は原状回復の義務

を負う。

また、遵守事項に違反し、又は使用許可の取り消し事項に該当することにより、当会に損害を与えた場合には、使用を申し込んだ会員はその賠償責任を負う。

別表

項 目	単 価	内 容
会員登録料	2,000 円／年	登録手数料（更新時は、1,000 円/年）
使用料	300 円／時間	和室 8 畳間×2
付帯使用料	300 円／時間	付帯して使用するキッチン
追加使用料（冷暖房費）	100 円／時間	7 月～9 月、11 月～3 月の使用に適用

なお、営利を目的として使用する場合には、50%の割増し使用料が必要。

また、物販等で使用する場合には、販売手数料（売上額の 10%）を支払うこと。

ただし、使用目的によっては、理事会の承認を得て減免を行うことができる。